

参考配布

令和3年2月10日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長 松原 哲也

主任中央需給調整事業指導官 井上 英明

課長補佐 森岡 巨博

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335)

(直通電話) 03(3502)5227

違法な労働者派遣に係る労働者派遣事業改善命令について

標記について、福岡労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、福岡労働局が配布した資料です。

報道関係者 各位

令和3年2月10日（水）発表

【照会先】

職業安定部 需給調整事業課

課 長 高田 義孝

主任需給調整指導官 岩橋 富男

需給調整第二係長 古賀 栄利子

（電話）092（434）9711

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

福岡労働局（局長：藤枝茂）は、下記のとおり、労働者派遣事業を営む事業主に対して、本日、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行いました。

記

第1 被処分派遣元事業主

名称 株式会社グッドワークス（代表取締役 中谷 恵子）

所在地 福岡県糟屋郡志免町別府北4丁目648番2

許可番号 派40-300769（平成27年2月1日許可）

第2 処分の理由

株式会社グッドワークスは、

- 労働者派遣法第34条第1項に違反し、少なくとも令和元年10月11日以降、労働者派遣をしようとするときに、あらかじめ派遣労働者に対し、書面の交付等による就業条件の明示を全くしておらず、
- 労働者派遣法第35条第1項に違反し、少なくとも令和元年10月11日以降、労働者派遣をしようとするときに、派遣労働者の氏名等の法定事項を派遣先に全く通知しておらず、
違法な労働者派遣事業を行ったこと。

第3 労働者派遣事業改善命令の内容

- 労働者派遣事業のすべてを対象として、労働者派遣法に則して適正に行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。
- 上記第2処分の理由1及び2の労働者派遣法違反について、その発生の経過を明らかにしたうえで原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

- 3 労働者派遣法その他労働関係法令の規定に違反することのないよう、全社にわたり確実な方法により、法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

※労働者派遣法の関係条文は別添をご参照ください。

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
(昭和60年法律第88号) (抄)

(就業条件等の明示)

第三十四条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項(当該労働者派遣が第四十条の二第一項各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。)を明示しなければならない。

- 一 当該労働者派遣をしようとする旨
- 二 第二十六条第一項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの
- 三 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所における組織単位の業務について派遣元事業主が第三十五条の三の規定に抵触することとなる最初の日
- 四 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所の業務について派遣先が第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日

(派遣先への通知)

第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

- 一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名
- 二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が協定対象派遣労働者であるか否かの別
- 三 当該労働者派遣に係る派遣労働者が無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別
- 四 当該労働者派遣に係る派遣労働者が第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 五 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第三十九条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第十八条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

(改善命令等)

第四十九条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第二十三条第三項、第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。